

京都市告示第161号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成24年7月12日

京都市長 門川 大作

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市右京区山ノ内山ノ下町6番，6番2，24番，24番2及び27番 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ア トリクロロエチレン

イ 鉛及びその化合物

ウ ふっ素及びその化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

ア トリクロロエチレン

土壤汚染対策法施行規則別表第5の2の項の中欄に定める原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

イ 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

土壤汚染対策法施行規則別表第5の1の項の中欄に定める地下水の水質の測定

2 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市右京区山ノ内山ノ下町6番，6番2，24番，24番2及び27番 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)